食品の提供に関する合意事項

食品の申込みに当たっては、以下の事項についてご確認いただき、ご了承ください。

- 1. 確実に食品として利用できる量を申し込むこと。万が一、食品として利用できない場合の処分は適切に行う。
- 2. 申込みは品目ごと、1 箱単位(50 食)とし、提供先は先着順で決定する。申込み状況によっては希望する数量の全量を提供できない場合があり得る。

3. 食品の提供について

- (1) 食品を提供する前に、国立環境研究所において本来の備蓄食料としての目的などに 使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供量の調整を行う。
- (2) 食品の提供を受けるフードバンク等は、国立環境研究所と協議の上、提供食品の引渡し日時を決定する。当該日時に、指定場所(原則、当研究所内)、もしくは郵送(着払い)等での受け取りを行う。

4. 提供食品の品質管理について

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の品質が保持されるよう、以下の点を 遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- (1) 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有すること。
- (2) 食品は床に直置きしないこととし、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- (3) 保管中に汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
- (4) 食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと(定期的な清掃、採光、照明、換 気等)。
- (5)施設・車両の清掃等、食品の入出庫管理・保存管理等の作業に従事する者や管理者 向けの手順書及び作業記録表等を作成し、食品の適正な衛生管理を行うこと。
- 5. 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告について

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の取扱いに関する情報(譲渡先の名称、 譲渡年月日、譲渡数量)を記録し、これを1年間保存する。また、譲渡後速やかに、当該 情報を国立環境研究所に報告する。

6. 責任の所在について

(1) 国立環境研究所は、提供食品が食品の提供を受けるフードバンク等に引き渡される

までの間、当該食品に定められた保管方法に従い適切に管理されていたことを保証する。引渡し後については、食品の提供を受けたフードバンク等の責任において提供食品の品質管理を行う。

(2) 提供食品の譲渡後に発生する事故等への責任は、一切、国立環境研究所に問わない。

7. 賞味期限を過ぎた提供食品の取扱いについて

賞味期限を過ぎた提供食品を引き取る場合は、以下の(1)~(3)までの事項を遵守する。

- (1) 食品の提供を受けたフードバンク等は、当該提供食品が賞味期限を過ぎたものであることを認識した上で、自らの責任において国立環境研究所から当該提供食品を引き取ること。
- (2) 食品の提供を受けたフードバンク等は、当該提供食品の譲渡先を、当該提供食品を 最終的に消費する者に限ること。これに限らない場合は、事前に国立環境研究所へ 相談すること。
- (3) 食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡先に対して、譲渡先において当該食品 を消費する際に、その形状、色、臭い及び味等について譲渡先自らが確認の上で、 食品として消費するか否かを当該譲渡先の責任において判断することを申し伝える こと。

8. 提供食品の譲渡先について

食品の提供を受けたフードバンク等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その 他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提 供食品を譲渡する(賞味期限内の提供食品を引き取った場合には、譲渡先にも賞味期限内 に利用するよう指導すること)。

なお、食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡する前にやむを得ず提供食品を廃棄 する場合は、適切に行う。

9. 誠実協議

本合意事項に記載なき事項又は本合意事項の解釈に疑義の生じた事項については、食品の提供を受けたフードバンク等と国立環境研究所とで信義誠実のもとに協議の上、解決する。

10. 反社会的勢力の排除等

食品の提供を受けたフードバンク等は、自己が現在また将来にわたって反社会的勢力に 該当しないこと。また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、国立環境研究所の信用を毀損す る行為を行わないことを約する。